

都市整備課 高齢者福祉課

都市整備課の対象事業

- ・ 私道整備助成事業
- ・ 防犯灯補助事業

高齢者福祉課の対象事業

- ・ ふれあい給食事業

私道整備助成事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

私道を整備（路面舗装・改修、排水設備の設置・改修、防犯灯の設置）する者に工事費を助成することにより、区民の生活環境向上に資する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和 43 年 東京都私道排水設備助成条例制定
 昭和 45 年 東京都墨田区私道整備助成規則制定
 昭和 54 年 墨田区私道防犯灯建設助成規則制定
 平成元年 私道整備助成規則の一部改正
 平成 6 年 私道要件の緩和
 平成 9 年 私道整備助成規則の一部改正
 平成 17 年 防犯灯の再助成開始
 平成 20 年 排水設備の再助成開始
 平成 26 年 私道整備助成規則の一部改正

3 補助金の概要

（1）根拠法令

私道整備助成条例及び同施行規則

（2）補助対象者

該当する私道沿道関係者

（3）補助金の算定基準

一定の要件（幅員 1.2メートル以上、袋路は延長 15m以上等）に該当する私道について、路面舗装工事・排水設備設置工事・防犯灯設置工事を行う者から申請を受け、区担当者が現地確認を行い、工事費の 80～100%の助成金を交付する。

（4）予算の推移（5年間分）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	67,005	67,005	67,005	63,345	62,848
歳出決算額	66,681	46,974	65,596	59,987	

4 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

活動指標		22年度	23年度	24年度	25年度
助成件数		59	37	39	40
内 訳	路面舗装(件)	41	26	21	24
	(うち 排水設備)	(27)	(13)	(16)	(19)
	防犯灯の設置(件)	18	11	18	16
舗装率(%)		89.6	90.0	90.0	90.0

* 防犯灯の設置：申請件数であり設置基数ではない。

* 舗装率：(助成済み面積 + 未助成の既設舗装分面積) ÷ 総面積【総面積には本事業対象外の未舗装私道も含まれる】

(2) 成果・効果（成果指標）

私道が舗装され、また排水設備（下水設備）が改良されることにより区民の通常の生活が保持できる。また、防犯灯が新たに設置されることにより、概ね 15～20メートルごとに照明範囲が広がり治安が改善される。

成果標名	22年度	23年度	24年度	25年度
街頭犯罪件数(件) (区内全域)	1,405	1,362	1,215	1,269

5 課題

昭和 43 年、私道排水設備助成条例を制定してから相当数の年月が経過し、とりわけ下水設備の老朽化が見受けられるため、今後申請の増加が予想される。申請の際、実印が必要になる等の理由から申請までに時間を要することも多々あることから、手続きの簡素化を検討する必要がある。また、今後東京オリンピック開催準備に伴い工事費の高騰が予想され、助成金も増額していく必要がある。

私道整備助成事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	生活環境の向上に資するものであり、必要性は認められるが、「私道」に対して区がどこまで補助を行うべきなのか、公益性の観点から、改めて交付基準や補助金額などを見直す必要がある。今後は、単に通行人のための道路として捉えるのではなく、まちづくりの視点や補助目的に即した道路の利用が担保されているか、検証が必要である。また、これらを踏まえた整備目標の設定も考慮すべきである。
補助の効果は認められるが、拡充しても効果拡大までは期待できない。	

個人評価内訳			
A	B	C	D
0	3	4	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	7	4	1	4
	0	3	6	2
×	0	0	0	1

委員会での複数意見

区民の平等な生活環境整備の観点では必要である。
 現時点での必要性は認められるが、今後、コスト面や私道に関する考え方を検討した方がよい。
 申請ベースで補助が行われていることに区の施策の方向性が見出せない。
 私道に関する権利者自らの責任の喚起も必要である。
 区分ごとに補助率を算出しているが、補助率の根拠が不明確であるため、改善が必要である。

評価 B とした委員の意見

区民の生活環境向上に資するものであり、必要性は認められるが、申請ベースで補助が行われているため、区が積極的に（活動）整備を推進しているようには見受けられない。

区として積極的に整備するのであれば、受身的な申請ベースでない施策としてやるべきであり、区のスタンスがよくわからない。

必要性は認められるが、申請がなければ補助ができない点や、整備後の維持管理は基本的に私道権利関係者に委ねられている点について、今後見直しが必要ではないか。

私道の区分が6パターンに分かれており、それぞれのパターンで補助率を算出しているが、現在の補助率の根拠が不明確であり、改善が必要ではないか。

公益性を鑑みたうえで、私道のそれぞれの区分に対する補助率を設定し、今後、増加が見込まれる申請件数に対応するといった工夫が必要である。

評価 C とした委員の意見

必要性はある程度認められるが、電気・ガス・水道等の関連工事を含め、これまでのやり方でよいのかを検証し、事業を見直す必要があるのではないか。

私道整備は避けてとおれないことであり、申請でもやむを得ないと思われるが、整備後の道路管理については、追跡調査を行うなどして、主管課にしっかりと状況把握をして欲しい。

基本的に現在は必要性があるが、私道整備に対する公共と私の関係において、公共の財政的負担の考え方がわかりづらく、将来的には、現在の助成方法では制度が維持できなくなると思われる。

道路は地域環境の整備という面で重要だと思われるが、一方で、住宅の資産価値の向上に寄与するといった側面もある。しかし、区民が自らまちづくりに積極的に取り組んでもらう仕組みをつくることで、公的資金によらず整備していくことができるのではないか。

道路は単に交通だけではなく街全体としてどのような資産なのかということを考えるべきであり、必ずしも舗装されていない道路が区にとって不適切かという観点も踏まえ、全体の街づくりの視点と合わせて、区としてどこまで舗装整備するのか、その目標達成度を考えるべきではないか。

「まち歩き」という視点で考えると、舗装されていない道路も歩く人たちにとっては楽しいかもしれないが、一方で、そこに住む人にとっては生活環境の向上に資すものであるため、私道整備についてはそのバランスが重要である。

防犯灯補助事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

区内の私道又は私有地の道路を直接照明するための防犯灯に対して、補助金を交付することによって、道路交通の安全、犯罪防止及び都市美化を図る。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和 44 年 事業開始

平成 5 年 商店街灯の補助を商工部へ移管し、私道防犯灯のみを対象とする。

平成 21 年 年度途中設置分に対する補助を開始し、防犯灯の維持管理費として、年度当初設置分について、3,000 円/基・年、年度中新設分については、250 円/基・月を補助している。

3 補助金の概要

(1) 根拠法令

墨田区防犯灯補助金交付要綱

(2) 補助対象者

町会及び個人

(3) 補助金の算定基準

町会及び自治会等の代表者からの申請により、私道防犯灯の維持管理（電気代）に必要な経費の一部について、東京電力㈱のホームページ掲載の「公衆街路灯」の単価から 12 ヶ月分を算出し、補助金を交付する。

(4) 予算の推移（5 年間分）

(千円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	8,727	8,746	8,776	8,806	8,836
歳出決算額	8,575	8,587	8,619	8,651	

(5) 補助金交付までの流れ

該当団体又は個人に対し、区から申請書及び設置場所を表記した図面を送付する。

各団体又は個人は、基数や内容について確認したうえ、申請書に必要事項を記入・押印し、請求書と併せて区に提出する。

区は、申請内容を確認のうえ交付決定し、請求内容に基づき交付する。

4 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

活動指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
助成件数(基)	2,860(2,908)	2,863(2,918)	2,885(2,928)	2,889(2,938)	(2,948)
申請率(%)	100	99.9	99.7	99.9	

*平成23年度以降は、申請のない町会があった。

(2) 成果・効果（成果指標）

防犯灯の維持管理が適切に行われていることにより、概ね15～20メートルごとの照明が保たれ、犯罪の防止（抑止）に役立っている。

成果標名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
街頭犯罪件数 (区内全域・公道 私道含む)	1,405	1,362	1,215	1,269	

5 課題

公道のように、設置間隔が一定しない場所があるが、設置目的が防犯上であるため、地域的な条件に左右される。

防犯灯補助事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>道路交通の安全、防犯といった目的の達成に資するものであり、必要性は認められるが、現状の補助制度のまま継続するのではなく、社会変化に対応して、防犯カメラや住居の灯りを活用するなど、今日的状況に合わせた交付基準や補助金額の見直しが必要である。</p>
<p>補助の効果は認められるが、拡充しても効果拡大までは期待できない。</p>	

個人評価内訳			
A	B	C	D
3	0	4	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	6	6	3	5
	1	1	4	1
×	0	0	0	1

委員会での複数意見

区民の安全安心な生活の確保の観点から必要性はある。
 公共性の観点から補助の効果は認められる。
 マンションや高層ビルも増加し、街の防犯を灯りだけではなく総合的に考える必要がある。

評価 A とした委員の意見

必要性は認められるが、維持管理が町会の防犯部に任せきりとのことで、区として補修を必要とする防犯灯の数も把握できていないと思われるため、今後は区が主導になって維持管理した方がよいと思われる。

墨田区の中でも荒川沿い等暗い地域もあるため、この事業の必要性は認められる。

防犯灯の補助事業は、設置ではなく、電気代の補助という維持管理の面で、どの町会でも助かっていると思われる。

防犯灯があることで、区民が安全安心な生活を営むことができるという評価は大きい。また、私道なので、公的な関与ができず、補助事業として行うという意味もそれなりにあると思われる。ただ、中身として、担当者が現場に出向き必要性の有無を判断するという非常にパターンリスティックな設置基準ではなく、しっかり設置基準を再構築して欲しい。また効果指標も見直すべきではないかと思われる。そのような事務的運用に関しては改善する必要があると考える。

評価 C とした委員の意見

必要性は認められるが、区として美観や防犯に寄与するために積極的に取り組んでいくのか、申請ベースで消極的に対応するのか方向性が不明確である。

防犯灯は、それなりに各場所に設置されているため、私道にあるものは、その住民が補修費を負担するのがあるべき姿と考える。防犯は、防犯灯だけではなく家並みや防犯ビデオ、各自宅の外灯等別の視点から考える時期にきているのではないか。

今は必要だが将来はどうだろうか、今曲がり角の時期にきていると思う。マンションや高層ビルも増え、これからはトータルな防犯・防災を考えなければならない。地域をどのように防犯するのか、ここには灯りをここには防犯カメラ等地域の意見を反映し、区と街の方々と一緒に決めていく。また商店街灯は国や都の補助金が入ってきているからここという縦割りではなく、トータルに考える時代にきていると思う。技術についても、省エネ・総エネをやっていかなければならない。基本的には改革しなければならないと考えている。

防犯灯の電気代を払うだけで事業目的が達成できるとは考えられない。もちろんこの補助事業だけで事業目的を達成するわけではないが、補助金を支払うだけではなく、地域の創意工夫を促すような仕組みもあるとよい。

ふれあい給食事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

核家族化が進み、日ごろふれあうことの少ない地域の高齢者（おおむね 65 歳以上）と保育園児が給食及び交流事業を通しふれあうことで、高齢者の孤独感の解消、地域社会との交流、生きがい作り及び健康の維持を図るものである。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

開始年度：平成 2 年 6 月（ 5 園 …興望館、光の園、菊川、墨田みどり、共愛館 ）

根拠法令の改正及び：平成 14 年 4 月 添付書類様式の変更

見直し状況 平成 19 年 4 月 開催回数の週 1 回を削除、申請・実績報告の添付書類の変更

対象者： 社会福祉法人 興望館 興望館保育園
 社会福祉法人 雲柱社 光の園保育学校
 社会福祉法人 ベタニヤホーム 菊川保育園
 社会福祉法人 緑榮会 墨田みどり保育園
 社会福祉法人 愛理会 ナースリー保育園
 財団法人 共愛館 共愛館保育園

3 補助金の概要

(1) 根拠法令 墨田区ふれあい給食事業助成金交付要綱（平成 2 年制定）

(2) 補助対象者〔区内実施をしている私立保育園 6 園〕

年度	2	3	4～5	6～12	13～25
実施園数	5	7	8	7	6

区内私立保育園 18 園（H26.4.1）

(3) 補助金の算定基準

回数・食数は、各保育園の実情〔厨房・園の規模やイベントなど〕に合わせて実施

施設名	平成 25 年度ふれあい給食実施状況	定員
興望館保育園	月 2～5 回実施 1 回の参加者は 70 人前後	80
光の園保育学校	月 2 回実施(8 月除く。) 1 回の参加者は 6～10 人前後	13
菊川保育園	月 7～18 回実施 1 回の参加者は 1～14 人	6
墨田みどり保育園	月 1～3 回実施 1 回の参加者は 6～28 人	17
ナースリー保育園	月 1 回実施 1 回の参加者は 3 人	7
共愛館保育園	月 4～5 回実施 1 回の参加者は 9～22 人	20

園行事等の場合、定員より多くの人を受け入れる場合がある。

備品・什器費

[開始時のみ] 200,000 円 × 1 回

ふれあい給食

食材料費 [1 人あたりの食材料費] 1 食 200 円 × 食数

事務費 [1 回あたりの通信費、光熱水費、箸代等] 1 回につき 3,500 円 × 開催回数

事務費については、年間 50 回程度の上限を目安としている。

生きがい教室

運営費 [講師謝礼、ボランティア謝礼、教材費、絵の具代、紙代等]

1 回につき 8,000 円 × 開催回数

各園の事業計画書に基づいた食・回数により、交付決定額を算定している。

(4) 予算の推移 (5 年間分)

(千円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
歳出当初予算額	3,170	2,853	3,191	2,876	3,071
歳出決算額	2,952	2,622	2,854	2,765	

4 これまでの実績・成果

(1) 実績 (活動指標)

ふれあい給食・・・園児と一緒に栄養バランスの取れた食事をする。

生きがい教室・・・茶道、書道会、絵画、カラオケ、ヨガ、伝承遊び等

「 () は予算計上数」

活動指標	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施回数 (回)	232 (200)	189 (178)	232 (260)	171 (177)	(171)
参加人数 (人)	4,257 (4,350)	4,240 (3,990)	4,163 (4,922)	3,788 (4,922)	----- (4,994)
生きがい教室 (回)	161 (200)	139 (179)	174 (162)	176 (184)	(181)

(2) 成果・効果 (成果指標)

ふれあい給食の実施は、当初の高齢者の孤独感の解消と地域社会との交流、生きがいづくり、健康の保持、保育園児の情操教育という面で数値には表せないが、一定の効果があるものとする。

5 課題

(1) 各園では、多様なプログラムを組んでいるが、行事はともすると片方からの一方的な関わりになることも考えられる。園児と高齢者相互交流の含まれるプランへの意見や提案をいただきたい。

(2) ふれあい給食には、通園児の祖父母も参加している場合がある。保育園に通う幼児と家庭でゆっくり交流する時間がとれない祖父母にとり良いきっかけであるが、祖父母の関心が自分の孫にのみ注がれているのでは交流の目的が果たせない。祖父母が孫を通して子ども達の育ちに関心を持ち、事業に参加した祖父母世代間で交流を持つことや、孫の方も自分の祖父母以外にもいろいろな高齢者がいるという気付きがある取組みへの意見や提案をいただきたい。

ふれあい給食事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>高齢者の孤独感解消や地域社会との交流といった目的に資するものであり、必要性は認められるが、補助対象保育園の参加が増えていない状況にある。実施主体の多様化や保育園以外の施設での実施を検討するとともに、参加する高齢者を固定化させない工夫や様々な実施主体が生まれるような政策誘導型の補助となるよう見直しが必要である。さらに、サンセット方式のような補助期間を設定するなどの工夫も考えられる。</p>
<p>補助の効果は認められるが、拡充しても効果拡大までは期待できない。</p>	

個人評価内訳			
A	B	C	D
1	1	4	1

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	1	0	3
	3	5	6	3
x	1	1	1	1

委員会での複数意見

- 高齢者支援として意義ある事業である。
- 事業展開の多様化が必要である。
- 参加保育園の拡充が図られていない点が課題である。
- 対象者が限定的であることに課題がある。

評価 A とした委員の意見

高齢者にいつまでも元気で過ごしてもらおう環境づくりの対策として必要性は高く、今後、益々発展してもらいたい事業であるが、運営の仕方に工夫が必要である。

評価 B とした委員の意見

補助金のあり方からみると、特定事業者に長年支出されている点は改善の必要性を感じる。補助の割合を順次減らしていくことも考えるべきである。対象者が少なく、固定化していることも課題である。実施園では事業に対するノウハウも蓄積されていると思われることから、事業目的達成のために、スタッフをリーダーとして他の保育園に派遣することも有効であると思われる。

設備がないから一定の園でしかできないというのではなく、区の協力により公共施設を貸し出す等、コーディネートする人材育成と併せて区の協力により、もっとたくさんの方々が参加できる形態にする必要があると思う。また、アンケートを実施していない点は非常に疑問である。

評価 C としての委員の意見

高齢者の孤独感解消や地域社会との交流等の目的に対する一つ的手段ではあるが、参加保育園の拡充が図られていない点からも、ベストの手法ではない。企画が保育園に任せられ、制約のある中で事業が実施されていることから、この事業目的に照らし本来参加していただきたい方の掘り起こしが必要と考える。ただ他の事業でどの程度カバーできているのかが不明なため、他の事業との関係でこの事業を整理していく必要があると思う。

補助対象が非常に限られていることやサービス受給者も多くないことが課題である。また、補助期間の設定もない。例えば、この園に3年、次の園に3年と主体形成に繋がるような補助期間を設定し、補助対象者を増やすという取組みもされていない。区側の事業目的達成のための積極的ビジョンがあると良い。

ふれあい給食、生きがい教室の両者を実施しているが、毎週実施しなくてもよいのではないかと。また、生きがい教室に支出が多い点も気になるため、方法の工夫は必要と考える。

ふれあい給食は、人件費等いろいろな経費を考えると、金銭的な面で一食単価が相当高くなると思う。公的資金をもって限定的な固定利用者にサービスをすることは、補助金の性格から適当であるのが疑問に感じるため、見直す時期が来ていると考える。

園児との交流は確かに有効と思うが、そこに限定する必要はなく、小中学生や若者、外国人との交流など、もっとプログラムが多様にあったほうがよいと思う。園に頼っている現状では事業が拡充しない。実施主体を多様化することで、この目的を達成する手段は増えてくると思う。

保育園の参加園が増えていない状況で、今後の参加者の増加は見込めない。保育園以外の施設での受け入れを検討すべきであり、そうなった時に、補助金の形態も変わるのではないかとと思われる。この事業の中では実質的にこれ以上の効果拡大は期待できないので、別の施策を考えた方がよい。

評価 D としての委員の意見

高齢者が2万人近くいる中、この事業の参加者が150人ほどであるという点や、PRがなくほとんど口コミで参加者を募っている点からみても補助金という性格には合わない。この事業を継続するのであれば、老人ホームと幼稚園、老人会と保育園といった組織対組織の対応をとるべきである。